

太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 4 号

### 太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例（令和 8 年条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料の利用許可)

第 2 条 条例第 8 条に規定する保管資料を利用しようとする者は、あらかじめ太子町文化財調査事務所保管資料利用許可申請書（以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、申請書の提出があった場合において、利用の許可を決定したときは、太子町文化財調査事務所保管資料利用許可書を申請者に交付するものとする。

(資料利用の制限)

第 3 条 教育委員会は、前条第 1 項の申請について、次の各号のいずれかに該当する場合は、資料の利用を許可しない。

- (1) 資料の利用によって資料の保存に影響を及ぼす恐れがあると認めるとき。
- (2) 著作権者がある資料で、著作権者の同意を得ていないとき。
- (3) その他教育委員会が資料を利用することを不相当と認めるとき。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。